

JCO臨界事故における賠償の概要

【JCO臨界事故概要】

平成11年9月30日午前10時35分、JCO東海事業所の転換試験棟において、わが国初の臨界事故が発生した。

この事故では、瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後20時間にわたって緩やかな臨界状態が継続し、周囲に中性子線が放出された。

この事故で3名の従業員が重篤な被ばくを受け、そのうち2名の方が亡くなったほか、この従業員を搬送した消防署員や臨界状態の停止作業に従事した社員、事故施設周辺の住民等が被ばくした。

【賠償に関するデータ】

- 賠償対象は約7000件、賠償総額は約154億円
- 当時の法令に基づく賠償措置額は10億円
(不足分は親会社が支援)
- 原子力損害賠償紛争審査会への申し立ては2件
- 裁判に至ったものは11件

【結果概要】

- 賠償交渉は、加害者であるJCOだけでは対応困難な状況が生じたため、科学技術庁(当時)の委託により「原子力損害調査研究会」を設置し、賠償に関する基本的な考え方を取りまとめ公表した。
- その後、村、県による協力(交渉の場の提供・交渉への同席等)を得て、当事者間の賠償交渉の多くが短期間で和解に至った。

【JCO臨界事故の損害賠償対応の経緯】

平成11年 9月30日	10:35 臨界事故発生（10月1日 6:14 臨界停止）
	15:00 東海村長がJCO近接住民（約350m圏内）の避難を要請
	15:00 科学技術庁など関係省庁による対策本部設置
	22:30 知事会見で、10km圏内の屋内退避を要請
10月4日	現地に相談窓口を設置（東海村内）
10月5日	「県民相談センター（県庁3階）」、「臨界事故相談窓口（水戸合同庁舎）」を開設
10月7日	原子力安全委員会による事故調査委員会発足
10月22日	「原子力損害調査研究会」を発足 「原子力損害賠償紛争審査会」を設置
12月11日	JCOが「JCOの補償等の考え方と基準」を示す（受け入れられず）。
12月15日	「原子力損害調査研究会」中間的な確認事項－営業損害に対する考え方－を公表。
	県知事とJCO社長及び住友金属鉱山は、次の事項に合意 ①現在までに出ている賠償請求について、原則として請求額の半分を、年内に仮払いする。 ②年内に仮払いを行った後、最終的に基準を確定し、年明けに残りの支払いをすること
12月24日	事故調査委員会による事故調査報告書提出。
12月30日	仮払いの振込み完了。 【仮払いの状況】
	①仮払い受付件数 2,722件 ②仮払い金額 約53.6億円
平成12年 3月29日	「原子力損害調査研究会」が原子力損害調査研究報告書（最終報告書取りまとめ）公表。
3月31日	【補償金確定の合意状況】
	①被害申出総数 約7,420件 ②除外件数（取り下げ、請求意思なし） 約900件 ③補償対象件数（①－②） 約6,520件 ④合意件数 約6,000件（合意率④/③ 約92.0%） 合意金額 92.0億円 ⑤未合意件数（③－④） 約520件
平成12年度	【原子力損害賠償紛争審査会への申し立て】 ○案件A（納豆会社） 申し立て H12.8.14（18回の小委員会を開催） 和解の仲介の打ち切り H13.7.16
	原子力災害対策特別措置法施行（平成12年4月1日） 原子力災害に対する対策の強化を図る目的で新たに特別措置法を施行。
平成13年度	【原子力損害賠償紛争審査会への申し立て】 ○案件B（納豆会社） 申し立て H13.5.8（10回の小委員会を開催） 和解の仲介の打ち切り H15.3.18
平成14年度 以降	【補償金確定の合意状況】 平成22年5月13日現在 ①被害申出総数 約8,018件 ②除外件数（取り下げ、請求意思なし） 約1,035件 ③補償対象件数（①－②） 約6,983件 ④合意件数 約6,983件（合意率④/③ 100%） 合意金額 154.0億円

原子力損害の類型（JCO臨界事故時の例）

原子力損害調査研究会最終報告書（平成12年3月）より抜粋

①身体の傷害

請求者の身体の障害が、事故によって放出された放射線等による放射線障害（急性放射線障害又は晩発性放射線障害）であると認められる場合。

②検査費用

（人）本件事故の発生から避難要請の解除までの間のいずれかの時点で区域内に居た者が身体の傷害の有無を確認する目的で受けた検査費用を支出した場合。

（物）本件事故の発生当時区域内にあり、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的である場合など。

③避難費用

○屋内退避勧告の区域内の居住者が、避難のために交通費、宿泊費等を支出した場合。

○屋内退避勧告の区域内の居住者が、区域外の滞在を余儀なくされた場合で宿泊費等を支出した場合。

④財物汚損

○動産：事故発生当時に区域内にあり、その種類、性質及び取引態様等から、当該財物の価値が失われたものと認められる場合など。

○不動産：本件事故により、不動産価格が下落したにも関わらず、一定期限内に売却せざるをえなかった場合など。

⑤休業損害

屋内退避勧告の区域内に居住地、勤務地等がある者が、行政措置により就労が不能となり給与等の減収が生じた場合など。

⑥営業損害

県内で収穫される農畜産物及びそれらに関連する営業等において、減収が認められる場合など。

※原子力損害調査研究会：JCO臨界事故当事者間の話し合いを迅速かつ円滑に進めるため、原子力損害賠償制度、民事賠償あるいは損害保険に知見を有する学者及び実務家らを委員として平成11年10月に設置